案件番号（削除）	案件番号（修正）	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率（小数点第3位を四捨五入）※自動計算	再就職の役員の数	備考
		令和４年度北大東航空気象観測所業務　1式	支出負担行為担当官　沖縄気象台長　藤川典久　沖縄気象台　沖縄県那覇市樋川１－１５－１５	2022/04/01	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野２１８	9000020473588	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第２９条の３第４項に該当するため。		2,850,000			
		令和４年度多良間航空気象観測所業務　1式	支出負担行為担当官　沖縄気象台長　藤川典久　沖縄気象台　沖縄県那覇市樋川１－１５－１５	2022/04/01	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋９９－２	4000020473758	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第２９条の３第４項に該当するため。		4,170,000			
		空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等1式	支出負担行為担当官　沖縄気象台長　藤川典久　沖縄気象台　沖縄県那覇市樋川１－１５－１５	2022/04/01	日本無線株式会社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目２１番１１号	3012401012867	本装置は、那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全運航を支援するための装置である。この装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されている。本装置の製作は、日本無線株式会社であり、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等の機構及びソフトウェアの開発、製作は同社独自のもので、これらの点検調整作業は、日本無線株式会社以外はない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったので、会計法第２９条の３第４項により、随意契約とした。		11,165,000			
		空港気象ドップラーレーダー装置消耗品の購入	支出負担行為担当官　沖縄気象台長　藤川典久　沖縄気象台　沖縄県那覇市樋川１－１５－１５	2022/06/23	日本無線株式会社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目２１番１１号	3012401012867	当所空港気象ドップラーレーダー装置（以下「本装置」という。）は那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全航行を支援するための装置である。また、本装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されており、日本無線株式会社が独自の技術により製作したものである。 このため、本装置の構成品である本機器は、装置の構造、機能及び仕様等に精通した日本無線株式会社以外、製作することが不可能である。以上のことから、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったので、会計法第２９条の３第４項により、随意契約とした。		4,070,000			
		多機能型地震観測局装置の点検調整	支出負担行為担当官　沖縄気象台長　藤川典久　沖縄気象台　沖縄県那覇市樋川１－１５－１５	2022/06/24	株式会社高見沢サイバネティックス　福岡営業所 福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目１２番１７号	7011201003197	多機能型地震観測局装置（津波地震早期検知網）は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNTT専用回線や公衆回線を介して気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、この為には本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。 株式会社高見沢サイバネティックスは、本装置（処理部）を製作した業者であり、本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有していると考えられる。このことから、保守点検業者は株式会社高見沢サイバネティックスをおいて他にない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったので、会計法第２９条の３第４項により、随意契約とした。		3,410,000			